政令第三百四十六号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「限る。）の」を「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の」に改め、同条第二項中「限る」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加える。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）

5　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」と、第十条から第十三条までの見出し、第十四条（見出しを含む。）、第十五条の見出し、第十六条（見出しを含む。）及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の項第一号中「限る。）の」を「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の」に改め、同項第二号中「限る」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加え、同表新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の一部改正）

第三条　新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条（見出しを含む。）中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○総務省令第百十二号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月九日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～12　略］ 13　法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　予防接種法附則第七条第一項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［14～56　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～11　略］ 12　法別表第四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　予防接種法附則第七条第一項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［13～55　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～12　同上］ 13　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ ［14～56　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～11　同上］ 12　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ ［13～55　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行の日（令和二年十二月九日）から施行する。